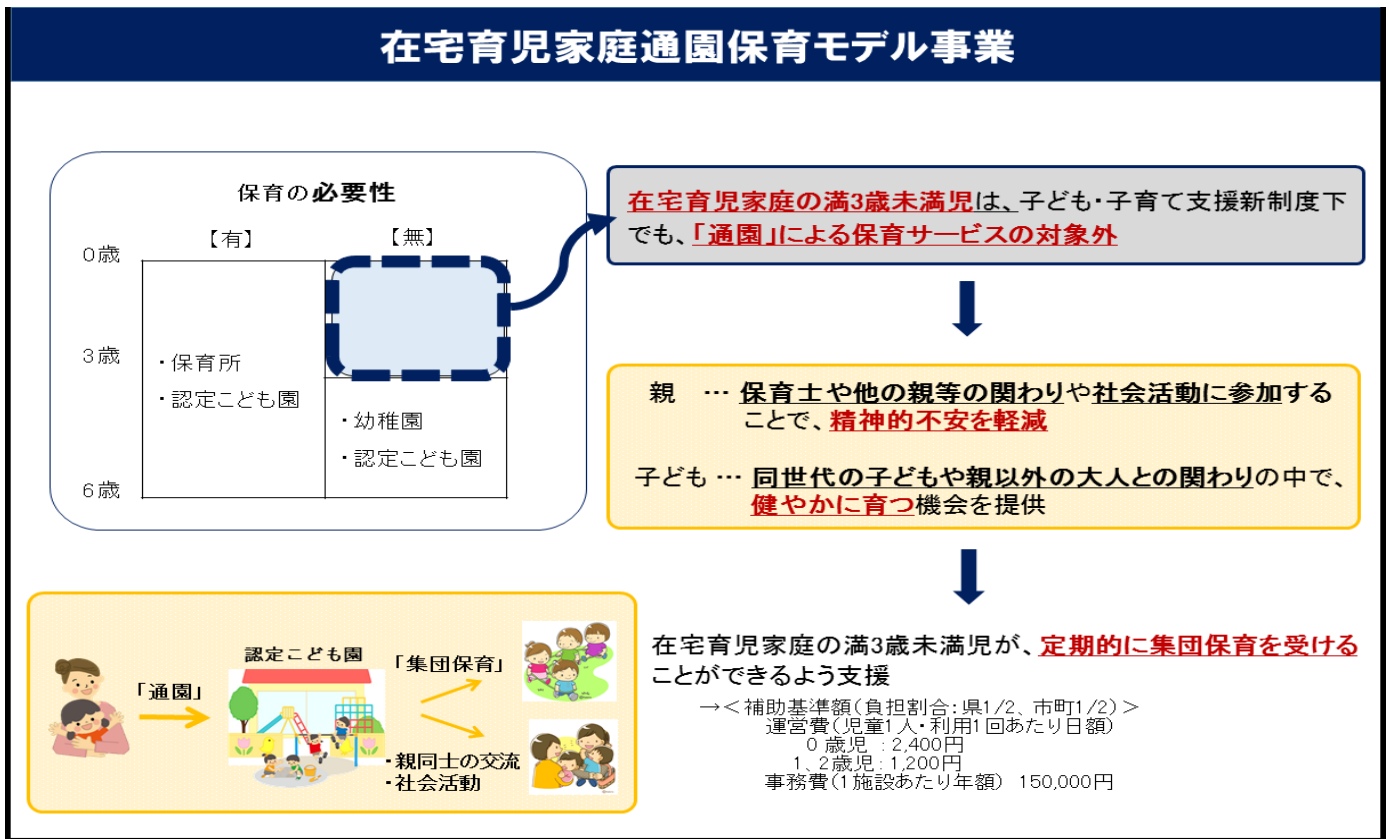


在宅育児家庭通園保育モデル事業について(案)



【石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業実施要領】

事業の目的

核家族化が進行し地域のつながりも希薄化する中、子ども・子育て支援新制度においても、満3歳未満の在宅育児家庭の子どもは通園による保育サービスの対象外とされ、日夜子どもと共にいる在宅育児家庭の保護者の心理的・身体的負担は大きく、また、子どもにとっても同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で健やかに育つ機会を持つことができないままとなっている。

この事業は、こうした満3歳未満の子どもを持つ在宅育児家庭が安心して子育てができる環境の整備に向けて、私立認定こども園その他の施設において、通園に準じた保育サービスをモデル的に提供するものである。

本市では平成27年10月から認定こども園である「和光幼稚園・あいこう園」「認定こども園 海の星幼稚園」で実施しています。

	平成27年度 (利用者)	平成28年度 (利用枠)
和光幼稚園・あいこう園	3人	3人
認定こども園 海の星幼稚園	2人	3人